

# メディアスクーリング 法学(日本国憲法)

【第 10 回】

# 社会権

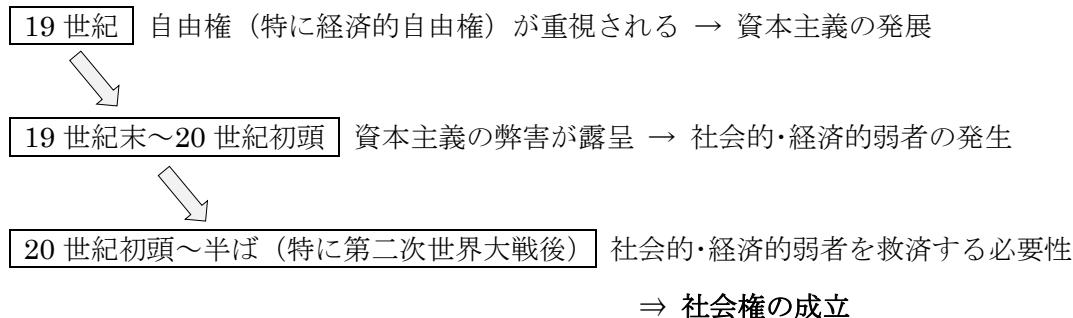
## 1 社会権の内容と性質

- ・社会権 =  $\begin{cases} \text{生存権 (25条①)} \\ \text{教育を受ける権利 (26条①)} \\ \text{勤労権 (労働権) (27条①)} \\ \text{団結権・団体交渉権・団体行動権 (労働基本権※ / 労働三権) (28条) } \end{cases}$

※27条の勤労権と28条の労働三権を総称して労働基本権と呼ぶ場合もある。

### ●社会権成立の歴史的背景

- ・社会権は、20世紀になって社会国家（福祉国家）の思想に基づき、とくに社会的・経済的弱者を保護し、実質的平等を実現するために保障されるようになった。



### ●社会権の性質

- ・社会権は、人間に値する生活を営むことを保障するものであり、法的に見ると、国に対して一定の作為を要求する権利（=作為請求権）としての側面が強い。この点において、不作為請求権的な側面の強い自由権とは性質を異にする。

## 2 生存権

- ・日本国憲法は、社会権の総則的規定として、25条で生存権を保障するとともに、社会保障に関する國の責務を定めている。

※憲法 25条① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
② 国は、すべての生活方面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

### ●保障内容

- ①健康で文化的な最低限度の生活を営むために必要な配慮を國に求めることができる。
- ②國は国民の生存権を保障するために必要な社会保障制度を整備する責務を負う。

## ●社会保障制度の機能

- ①社会的弱者の生活保障、②社会的弱者の自立支援、③社会的弱者の権利擁護、④所得の再分配

社会保障制度の種類	代表的な制度
社会保険	年金保険、医療保険、介護保険、雇用保険
公的扶助	生活保護
社会福祉	障害者支援、子育て支援、高齢者介護
社会手当	児童手当、児童扶養手当、障害者手当

※社会保険 = 保険料を財源として、必要な給付を行う制度。

※公的扶助 = 生活困窮状態にある人に、最低限度の生活水準を保障するための制度。拠出を要件とせず、生活困窮の原因も問わない。

※社会福祉 = 生活上のハンディキャップを持つ人びと（障害者、一人親家庭、要保護児童、障害児、高齢者など）に対する給付を行う制度。拠出を要件としない。

※社会手当 = 支援が必要な人びとに給付を行う制度。拠出を要件としない。

- ・社会保障制度のうち、生活困窮者や社会的弱者を対象としている公的扶助や社会福祉が、生存権の保障と密接に関係する制度といえる。

## 3 生存権の法的性質

- ・憲法 25 条 1 項が定める生存権の法的性格をめぐっては、憲法制定当初から議論がある。

### ◇学説(a) : プログラム規定説（憲法制定当初の通説・判例）

- ・25 条 1 項が定める生存権は、単なるプログラム規定であり、国に対して国民の生存を確保すべき政治的義務を課しているに過ぎず、個々の国民に法的権利として生存権を保障したわけではない。

#### [論拠]

- ・25 条 1 項の規定は、権利の具体的な内容とその実現方法が明確でない。
- ・権利の具体化に必要な予算が、国の財政の問題として政府の裁量に委ねられている。
- ・資本主義体制の下では、個人の生活については自助の原則が妥当るべきである。

#### [批判]

- ・権利の具体的な内容とその実現方法が明確でないことは、権利性の有無を左右しない。
- ・憲法の下位にある予算によって、憲法上の権利が制約を受けるというのは論理矛盾である。
- ・生存権は資本主義の矛盾を是正するために生まれた権利であり、自助の原則が成り立たない部分を補充するものである。

### ◇学説(b) : 抽象的権利説（通説・判例）

- ・25 条 1 項が定める生存権は、その内容が抽象的で不明確であるから、抽象的権利に過ぎない。

※抽象的権利 = 法によって保護される権利ではあるが、その内容が抽象的であるがゆえに、憲法のみを根拠として権利の救済を求めるることはできないとされる権利。

- したがって、憲法 25 条 1 項のみを根拠として、生存権の保障を裁判で訴えることはできない。
- ただし、生存権の内容を具体化する法律が別に制定された後は、その法律に基づく訴訟において、生存権侵害を主張することは許される。

#### ◇学説(c)：具体的権利説

- 25 条 1 項の生存権も、他の人権と同様、具体的権利を定めたものである。

※具体的権利 = 法によって保護される権利であり、それが侵害されたときは、憲法のみを根拠として権利の救済を求めることができる権利。

- したがって、これを実現する法律が存在しない場合には、憲法 25 条 1 項を根拠として、救済を求める訴訟を提起することができる。

#### ◆判例①：食管法事件最高裁判決（1948）

##### [概要]

- 食料の生産・流通における政府管理を定めた食糧管理法に違反して、米等を購入し運搬した者が同法違反で起訴された事件。被告人は、食糧管理法は生存権を侵害するものであり、憲法 25 条に反すると主張した。

##### [判旨]

- 最高裁は、憲法 25 条 1 項は、すべての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営み得るよう国政を運営すべきことを国家の責務として宣言したにとどまり、個々の国民に対して具体的な権利を保障したものではないとして、被告人の主張を退けた。

※食管法判決の後、生活困窮者の保護を定める生活保護法（1950）や、高齢者・障害者等の生活保障を定める国民年金法（1959）などの社会保障法が整備されると、それらの法律が生存権の保障に十分なものであるかどうかが議論されるようになった。

#### ◆判例②：朝日訴訟最高裁判決（1967）

##### [概要]

- 結核病患者であった原告の朝日茂氏が、生活保護法に基づいて受けている月額 600 円という生活扶助費が、健康で文化的な最低限度の生活水準を維持するに足るかどうかが争われた事件。

##### [判旨]

- 一審の東京地裁は、抽象的権利説に立ち、生存権の具体的な内容は客観的に決定しうるとして、月額 600 円ではその水準に満たないと判示し、原告の訴えを認めた。
- これに対して最高裁は、25 条 1 項の規定は国政運営上の國の責務を宣言したにとどまり、直接国民に具体的権利を付与したものではなく、生存権の具体的権利性は個別立法によって生じると判示した。
- その上で、何が「健康で文化的な最低限度の生活」であるかの判断は、行政の裁量に委ねられており、著しい裁量権の逸脱・濫用がない限りは、司法審査の対象にはならないとした。（二審判決も同旨。）

※朝日訴訟最高裁判決がプログラム規定説に立ったものか、抽象的権利説に立ったものなのかについては、学説に争いがある。

### ◆判例③：堀木訴訟最高裁判決（1982）

#### [概要]

- 夫と離別して子どもを養育していた全盲の堀木フミ子氏は、障害福祉年金を受けていたが、同時に児童扶養手当の受給を求めたところ、年金と手当の併給禁止規定に基づいて受給申請が却下されたため、併給禁止規定は憲法25条等に反するとして争った事件。

#### [判旨]

- 最高裁は、「健康で文化的な最低限度の生活」とは極めて抽象的・相対的な概念であって立法による具体化が必要であるとし、かつどのような立法措置を講ずるかは、立法府の広い裁量に委ねられているとして、堀木氏の訴えを退けた。

- 堀木訴訟最高裁判決のような判例理論を立法裁量論といい、判例は生存権が争点となった訴訟において、一貫して立法裁量論に立っている。

※立法裁量論 = 憲法25条1項が規定する「健康で文化的な最低限度の生活」というような抽象的・相対的な概念を、個々の立法の中でどのように具体化していくかは、立法府の広い裁量に委ねられており、立法府が著しく合理性を欠き、明らかに裁量権の逸脱・濫用と見られるような立法を行わない限りは、裁判所の審査権は及ばないとする理論。